# 新宿区職員措置請求監査結果

平成29年12月

新宿区監査委員

# 第1 請求の受付

## 1 請求人

新宿区

五味 広美

# 2 請求書の提出

平成 29 年 10 月 25 日

## 3 請求書記載の内容

## (1) 概要

ア 新宿区立新宿スポーツセンター(以下「新宿スポーツセンター」という。)防火防煙シャッター危害防止装置設置工事(以下「本件工事」という。)について、業者指定理由書により随意契約を行っているが、その理由が適当ではない。

- イ 本件工事の設計業務を委託せず、仕様書、見積書、発注依頼書、請求 書、工事記録等の作成(公開)がされていない。
- ウ 本件工事の図面は、契約締結前に業者に作成させたものである。
- エ プール観覧席に面した 2 階 6 箇所の防火防煙シャッター(以下「本件シャッター」という。)は、降下時に人が通らない、人が挟まれる恐れがないものであり、本件工事のうち本件シャッターへの危害防止装置の設置工事は、不要である。
- (2) 措置請求の趣旨

本件シャッターへの不要な設置工事に係る公金の支出は不当であり、当該支出をした関係職員に対し、その返還を求める。

(3) 提出資料(事実証明書)

資料1 工事請負契約書(表紙)

資料2 業者指定理由書

資料3 工事図面 (A-04)

資料4 平成28年度歳出予算整理簿(抜粋)

区一般会計 地域振興費 地域振興施設費 生涯学習スポーツ協働施設費 新宿スポーツセンター 設備整備 工事請負費 普通建設単独事業費

## 4 請求の要件審査

本件請求については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」と

いう。)第242条の所定の要件を備えているものと認めた。

# 第2 監査の実施

# 1 監査対象

(1) 対象部

本件請求は、本件工事の契約締結を行っている地域振興部を監査対象とした。

なお、本件工事は、地域振興部生涯学習スポーツ課(以下「担当課」という。)が担当している。

(2) 対象事項

業者指定理由の妥当性、契約に必要な関係書類の不備等の存否、本件シャッターへの危害防止装置の設置の必要性及び本件工事における公金の支出の不当性について監査対象とした。

# 2 請求人の陳述

法第242条第6項の規定に基づき、平成29年11月20日に請求人からの新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

また、請求人から平成29年11月27日に補足説明資料が提出された。

## 3 請求人主張の概要

新宿区職員措置請求書に記載された請求内容及び上記2により陳述された 内容のうち本件請求に係る部分の概要は、以下のとおりである。

- (1) 平成28年度に本件工事を実施した経緯が不明である。
  - ア 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「基準法施行令」という。)の改正により防火防煙シャッターへの危害防止装置の設置が義務付けられたが、本件工事を実施するまで10年以上も放置されてきた。
  - イ 平成27年度に特定天井の改修工事を実施しているが、併せて本件工事 を実施しなかった理由が不明である。
- (2) 本件工事について、業者指定理由書により随意契約を行っているが、その理由が適当ではない。
  - ア 既存の防火防煙シャッターと同一の製造業者の危害防止装置を利用することは、性能保証等で優位性があると認める。
  - イ 危害防止装置は比較的単純なシステムで動作するものであり、その設置工事は多くの事業者が受託可能である。
  - ウ 保守点検業務を行っているという実績があるだけでは、業者指定の理

由にはならない。

(3) 本件工事は、契約金額が高額であるにもかかわらず、設計業務を委託していない。

また、仕様書、見積書、発注依頼書、請求書、工事記録等関係書類の作成(公開)がされていない。

- (4) 本件工事の図面は、契約締結前に業者に作成させたものである。
  - ア 本件工事の図面は、担当課で作成することは技術的に困難であり、総 務部施設課(以下「施設課」という。)が作成するものとは枠の形式等が 異なることから、本件工事の請負業者が作成したものと推定される。
  - イ 図面枠外に作成年月日が記載されているが、本件工事の契約締結日前 の日付となっている。
- (5) 本件工事のうち本件シャッターへの危害防止装置の設置工事は、不要である。
  - ア 改正建築基準法・同施行令等の解説 (2005) では、降下時に人が通らない、人が挟まれる恐れがない防火防煙シャッターには危害防止装置の取付けは適用されないとされている。
  - イ 本件シャッターは、上記アの防火防煙シャッターに該当する。
- (6) 危害防止装置を設置する防火防煙シャッターの選定基準が不明である。 ア 危害防止装置が設置されない防火防煙シャッターが存在する。
  - イ 本件シャッターを他の防火防煙シャッターに優先させて危害防止装置 を設置した理由が不明である。
- (7) 本件シャッターへの不要な設置工事に係る公金の支出は不当であり、その返還を求める。
  - ア 本件工事は、随意契約による業者指定理由が適当ではなく、契約に必要な関係書類が作成されていない等の書面上の不備があり、本来必要のない本件シャッターへの危害防止装置の設置工事が実施されている。
  - イ 本件シャッターへの危害防止装置の設置工事を実施しなかった場合の 工事金額は、危害防止装置の設置箇所の数から案分して算出すると、187 万2,000円となる。

また、請求人から提出された補足説明資料のうち監査対象部の弁明に対する意見に係る部分の概要は、以下のとおりである。

(1) 監査対象部の弁明によれば、図面、仕様書は施設課の協力を得て作成しているとしているが、そうであれば、施設課もこれらの書類を保管していなければならない。施設課がこれらの書類を保管していないことから、実際の図面の作成作業は、請負業者がしているように理解できる。

(2) 監査対象部の弁明によれば、プールの天井工事等は増築や大規模の修繕等には当たらないとしているが、3 億円もの改修工事が大規模の修繕等に当たらないというのは、理解できない。

# 4 監査対象部の弁明及び陳述

監査対象部に対し、本件に係る弁明書及び関係書類の提出を求め、調査を 行った。

また、監査対象部から提出された弁明書に基づき、平成29年11月20日に 陳述の聴取を行った。

# 5 職員措置請求書に対する弁明の概要

請求人の主張に対し、以下のとおり弁明する。

(1) 上記3の(1)について

平成17年12月の基準法施行令改正により、新宿スポーツセンターの防 火防煙シャッターについては既存不適格となった(建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。)第3条第2項)が、この場合、 増改築又は大規模修繕等を行う場合に危害防止装置の設置工事を実施すれ ばよいものであり(基準法第3条第3項)、区としても増改築又は大規模修 繕時には設置が必要であると認識していた。

平成 27 年度のプールの天井工事等は増築や大規模修繕等には当たらないとされていることから設置工事は実施しなかった。また、本件工事は、 平成 28 年度予算として措置されたものであり、プールの天井工事を予算化 した時点では予定していなかった工事である。

## (2) 上記3の(2)について

本件工事は、既存の防火防煙シャッターに危害防止装置を取り付ける工事であり、既存シャッターの開閉機構と一体的な整備性能保証が必要な性質の工事である。

本件工事の発注に伴い、他業者にもヒアリングを行っており、技術的には危害防止装置を後付で設置することは可能であるが、事故等発生時にその原因が既存の開閉機構の劣化と危害防止装置のどちらにあるのか、その特定ができず責任の所在が明らかにならないという問題点があることを確認している。

本件工事については、故障・障害等の発生時に原因の特定や責任の所在の明確化と迅速な対応を確保するために、シャッターの設置工事施工業者を指定したものである。

## (3) 上記3の(3)について

本件工事は、既存の防火防煙シャッターに危害防止装置を設置する工事である。図面、仕様書は施設課の協力を得て作成しているが、設計は必要がないため設計委託はしていない。

また、仕様書、見積書、請求書、工事記録等は作成している。発注依頼 書という名称の文書は作成していない。約款等も入った契約書をもって契 約を行っている。

## (4) 上記3の(4)について

本件工事の図面については、担当課には技術職がいないため、施設課の 協力を得て作成したものである。

図面枠外右下にある 16/12/06 は、図面の作成年月日である。工事内容を 定めるために契約の前に図面を作成することは通常の業務である。

## (5) 上記3の(5)について

本件工事は、指定管理者から「2階のガラス窓付近にプールを見学する親子連れ等が滞留している」との報告を受け、担当課及び施設課の現地調査を行った上で実施している。本件シャッター部分については、人が通り、入ることが出来る場所である。

# (6) 上記3の(6)について

指定管理者からの報告に基づき、現地調査を行って実施した工事である。 トレーニング室等常時スタッフがおり発災時に人的措置により誘導が可能 な場所や、地下駐車場(ゴミ捨て場)など一般の利用者が立ち入らない場 所等については緊急性は低いと判断し、常時不特定多数の人がいる可能性 のある箇所を優先して工事を行ったものである。

## (7) 上記3の(7)について

本件シャッターへの設置工事は全て必要な工事であり、契約金額は適正である。

本件工事について不当に支出した公金はないため、本件請求は理由がない。したがって本件請求は棄却すべきである。

## 6 関係職員の事情聴取

事情を聴取した職員は、総務部施設課長、施設第一係長、地域振興部生涯 学習スポーツ課長、生涯学習スポーツ係長である。

## 7 監査委員による現地調査

平成29年12月6日に新宿スポーツセンターの現地調査を実施した。

# 第3 監査の結果

# 1 事実関係の確認

本請求に係る事実関係を把握するため、関係職員の事情聴取及び現地調査を実施した結果、以下のとおり確認した。

(1) 平成17年12月基準法施行令の改正により、新宿スポーツセンターの防火防煙シャッターについては危害防止装置の設置が義務付けられた。基準法施行令の施行により、新宿スポーツセンターは基準法第3条第2項における既存不適格建築物となり、同条第3項により増改築又は大規模修繕時には法適合義務が生じることとなった。

その後、平成27年10月1日から平成28年3月31日までの期間において、特定天井改修その他工事を実施しているが、この工事については基準法上の増改築又は大規模修繕には該当しない工事であった。なお、基準法上の大規模修繕とは建築物の主要構造物の1種以上について行う過半の修繕をいう(基準法第2条第14号)。

(2) 平成27年7月、担当課に対して、新宿スポーツセンターの指定管理者から、2階のプール観覧席のガラス窓付近に親子連れ等が滞留している旨の報告があった。同月、担当課が現地調査を行い、新宿スポーツセンターの中でも本件工事の箇所については危害防止装置の設置の優先度が高いと判断された。同年8月、平成28年に実施すべき工事を精査する過程において、施設課が現地調査を行い、施設利用者の安全管理の観点から、危害防止装置の設置が必要と判断する旨を担当課に伝えた。

以上のことから、大規模修繕等の機会を待たず、本件工事を実施する方 向で予算要求をすることとなった。

- (3) 平成27年9月、平成28年度の予算編成に当たり、担当課は本件工事に関する参考見積りを業者から徴取し、それを基に施設課に積算を依頼して予算見積書を作成した。当初予算額は800万6,364円であり、平成28年3月予算が成立した。
- (4) 平成 28 年度に本件工事に先行して入札により実施していた新宿文化センター、新宿歴史博物館の危害防止装置設置工事の事前準備の際に見積徴取を行った複数の業者のうちの1社から、他社製のシャッターに自社製の危害防止装置を設置する場合、技術的には可能であるが、故障等の場合の原因の特定が困難であり、修理や部品交換等に時間がかかると言われていた。

新宿文化センター及び新宿歴史博物館については、既存開閉機構を撤去 し、新たな開閉機構及び危害防止装置を併せて設置する工事であった。 そこで、既存開閉機構を利用する本件工事について、他業者にもヒアリングを行ったところ、同様の回答があったため、本件工事については入札とする予定を変更し、随意契約により行うこととした。

本件工事については、既存の開閉機構に危害防止装置を設置する工事であり、予算編成の段階で設計委託は不要と判断された。

(5) 平成28年12月13日、担当課は本件工事について、業者指定による随意 契約の協議に関わる契約管財課長及び契約係長の決定関与並びに地域振興 部長の決定を受け、翌12月14日、本件工事の契約を締結した。

価格交渉の結果、当初予算800万6,364円のところ、契約金額は561万6,000円となった。

(6) 平成29年12月6日に行った監査委員の現地調査によれば、本件請求の対象となっている本件シャッターの設置場所はプール観覧席となっており、手すり及び座席が設置されている。手すりはプールを観覧するためのガラス窓に沿って設置されており、座席はその後方に設置されている。本件シャッターは、手すりと座席の間に降下してくる状態である。なお、座席は床には固定されていない。また、現地調査を行った際には、複数の利用者が観覧席に滞留している状態であった。

中央部分の監視室は扉と壁とで他の空間と区切られており、通常は施錠され、一般の利用者が立ち入ることはない。また、図面によれば、監視室は1階と併せてプール室(1~2階)と一体で一つの空間として防火防煙区画を確保している。そのため、監視室にある監視用の窓ガラスは防火防煙区画ではなく、防火防煙シャッターは設置されていない。

## 2 判断

調査及び事実関係の確認を総合して、本件請求について以下のように判断する。

(1) 随意契約について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号によれば、「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」は随意契約によることができるものとされている。

本件においては、危害防止装置のみの設置であれば、施工可能な業者は他にもあるものの、防火防煙シャッターの開閉機構と危害防止装置の一体的な整備性能保証を得られ、かつ、故障・障害時の責任の所在を明確にしつつ迅速に対応できる業者を指定することで、不特定多数の区民等が利用

する施設の安全性を担保したものと解される。契約締結前には契約業務を 所管する契約管財課にも協議がなされている。以上のことから業者指定理 由には一定の合理性があり、不当とは言えない。

# (2) 契約手続について

契約の手続においては、本件契約について、仕様書、見積書、請求書、 工事記録(工事報告書)は作成されていた。発注依頼書は作成されておらず、契約書をもって発注していた。図面、仕様書については、技術面で施設課の協力を得ながら、最終的には担当課が作成を行っている。

契約締結上必要とされる書類については作成されており、契約締結上の 瑕疵は見受けられない。

# (3) 工事内容及び契約金額について

請求人は、「2階の6箇所はプールを観覧するガラス窓に取り付けられたシャッターでその下を人は通らない。降下時に人は通らない、人が挟まれる恐れがないシャッターには危害防止装置の取付は適用されない」旨主張している。

しかしながら、監査委員が現地調査を行ったところ、2階のプール観覧席にはプールを臨むガラスに沿って手すりが設置されており、その後方に座席が設置されている。また、この場所にはスタッフは常駐しておらず、かつ、プールを観覧する目的等で不特定多数の利用者が滞留する可能性もある場所であり、人が通ったり、挟まれる可能性や、手すりとシャッターの間に人が閉じ込められる危険性等を否定することはできない。

本件シャッターについては、危害防止装置の設置の優先度は高く、安全性を考慮して行った工事と判断される。

契約金額についても危害防止装置設置の必要性・優先度と価格交渉の結果を鑑み、妥当な範囲であると判断される。

以上のことから、本件工事について支出された費用は、不当な公金の支出とは認められない。

## 3 結論

本件請求については、合議により次のように決定した。

請求人の主張のうち、「新宿区スポーツセンター防火防煙シャッター危害防止装置設置工事」(平成29年10月25日提出)における「1.請求の要旨」の①から③については、請求人の主張に正当な理由がないものと認め、これを棄却し、陳述メモや補足の文書で言及している本件シャッター以外の部分の危害防止装置や防火防煙シャッター、公文書公開請求に係る開示結果等その

余の主張については、本件シャッターの危害防止装置設置に係る不当な支出 の返還を求めた本件請求の対象外であることから、これを却下する。

# 住民監査請求書

2017年10月25日

新宿区監査委員殿

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

監查請求人 五味 広美

職業

住 所 新宿区

## 1. 請求の要旨

新宿区地域振興部生涯学習スポーツ課(以下、「担当課」という。)が行なった新宿区新宿スポーツセンター防火防炎シャッター危害防止装置設置工事(2016年12月14日契約。 事実証明1。以下「本件工事」という。)は以下の点で不当である。

①作成されない文書

契約金額 561 万 6000 円は入札が必要な金額の工事であるが、設計業務が委託されず、仕様書、見積書、発注依頼書、請求書、工事記録等が作成(公開)されていない。

②作成された文書

業者指定理由書(事実証明2)、図面(事実証明3)が正しくない。

③契約金額

危害防止装置の設置が必要ない防火防炎シャッターまで工事がされ、契約金額が 膨らんでいる。(事実証明4)

よって、関係職員に不当支出した公金の返還させることを求める。それが出来ないのであれば、不当の原因を調査し、報告することを求める。

#### 2. 請求の説明

新宿区立新宿スポーツセンターを 2015 年 10 月 1 日から 2016 年 3 月 31 日まで休館して 改修工事が行なわれ、また、2017 年 1 月 22 日から 2 月 11 日まで休館して設備改修工事 等が行なわれた。情報公開請求により、2 度も休館した/工事を分けた理由の文書は存在 しないことと、設備改修工事等の内、本件工事の請負契約の進め方に以下の疑義が明らか になった。

## ①作成されない文書

防火防炎シャッターに危害防止装置を設置することは建築基準法施行令第 112 条 (2005年 12月 1日改正)で義務づけられた工事であることが業者指定理由書に書かれている。 工事は 10年以上放置されていたのに、前半の改修工事期間で発注されなかったのは何故か。

本件工事は契約金額 561 万 6000 円と高額にも拘わらず、担当課は設計業務を外注また は施設課に委託せず、仕様書、見積書(発注者側)を作成せず、入札もしないで、業者指

# 資料 (新宿区職員措置請求書)

定理由書を作成し、随意契約をしている。また、工事記録等も作成していない。

#### ②作成された文書

#### i)業者指定理由書(事実証明2)

既存のシャッターを利用すること、シャッターと同一の製造業者の危害防止装置を利用することは性能保証等で優位にあることは認めるが、必須ではない。純正品の危害防止装置を使った工事を施行出来る業者は多数存在すると思われる。本件のシャッターが何時設置されたか不明だが(スポーツセンター開館時であれば、30年以上前)、それ以来、保守点検が設置業者の既得権化していることになる。「実績がある」等は業者選定の理由にならない。

## ii) 図面(事実証明3)

情報公開された図面は図番A-03から-21までの19枚だが、一例としてA-4を事実証明として提出する。

図番A-01と-02の2枚は公開されていない。そこに仕様等が書き込まれていたのではないのか。

図面の下端には表題欄があり、図番A-04では

担当課 or 作成者?:新宿区地域振興部生涯学習スポーツ課

DATE (作成年月日):空欄

TITLE (表題):新宿区立新宿スポーツセンター防火防災シャッター危害防止装置

設置工事

ITEMS (項目): 2F キープラン

SCALE (縮尺): A3=1:150

NO. (図番): A-04

が書き込まれている。

この図面は担当課が作成することは難しいので、本件工事の請負事業者が作成したもの を思われるが、その記述はない。

図面枠外の右下に「16/12/06」と書かれているが、作成年月日と思われる。発注依頼書がどの様なもので、何時出されたかは不明であるが、本件工事の契約 12 月 14 日の前に請負業者に作業を依頼していることになる。

## ③契約金額

本件工事では1階の防火防炎シャッター3箇所及び2階の防火防炎シャッター6箇所に 危害防止装置を設置した。2階の6箇所はプールを観覧するガラス窓に取り付けられたシャッターで、その下を人は通らない(事実証明3)。降下時に人が通らない、人が挟まれる 恐れがないシャッターには危害防止装置の取付は適用されない(国交省住宅局建築指導課編:改正建築基準法・同施行令等の解説(2005))ので、2階分部には設置工事は不要である。

2階のこの部分に危害防止装置が必要であるのであれば、この部分の中央部分の監視室にシャッター/危害防止装置が無いのが理解出来ない。

# 資料 (新宿区職員措置請求書)

今回の危害防止装置の設置箇所が9箇所(1階と2階)から3箇(1階)になった場合の工事金額は、設置箇所の数に比例するとすると、187万2000円となる。

歳出予算整理簿(事実証明書4)の予算配当残額(使える金額)241万7960円となっている。歳出予算整理簿にはプール通路改修工事とプール設備改修工事の記載もあり、それらの予算配当残額(使える金額)も241万7960円となっているが、実際に支払われた金額はそれぞれ129万0600円と59万4000円となっている。

プール通路改修工事、プール設備改修工事、本件工事の

支払額の合計: 750 万 0600 円

予算配当残額(使える金額)の合計:725万3880円

となる。プール通路改修工事とプール設備改修工事で浮いたお金を、本件工事に流用/補 填した形になっている。

## 3. 事実証明書

事実証明書1 工事請負契約書

事実証明書2 業者指定理由書

事実証明書3 図面

事実証明書4 歳出予算整理簿

(注) 措置請求書は原文のまま掲載し、事実証明書及び弁明書は省略した。